

～よくある質問～

Q. 1. 前年度の補助制度との変更点がありますか？

A. 制度の変更はありません。

Q. 2. 現在、設置工事を行っている最中ですが対象になりますか？

A. 工事着手前に申し込む必要があります。

募集開始日以降に工事着手するものが対象となります。「補助金交付決定通知書」がお手元に届いてから着工していただく必要があります、工事着手後の申込みはできません。

Q. 3. 新築で家の工事は始まっていますが設備は工事していません。制度を利用できますか？

A. 設備の工事に着手していなければ、利用できます。

Q. 4. 新築で家の引渡しが年度末日以降になります。制度を利用できますか？

A. 利用できません。また、年度末日が土日である場合は、その前の金曜日が手続き期日となります。

Q. 5. 建売の場合は、申請ができますか？

A. 要件を満たしていれば住宅購入者が申請できます。

建売の場合には、補助金申込時に売買契約書の添付が必要です。

その場合、事業着手予定日は建物引渡予定日となり、申込受理決定年月日以降に建物引渡しを行い、電力会社と電力受給契約を締結していただく必要があります(受理決定前にこのいずれかを行うと補助対象外となります)。

なお、対象の発電システムは未使用(過去に連系されていない)品に限ります。

Q. 6. 市外に住んでいますが函館市に家を新築し転入予定です。制度は利用できますか？

A. 利用できますが、手続き期日(年度末日(土日にあたる場合は、前開庁日))までに、引っ越しを済ませている事が条件です。

Q. 7. 増設は対象となりますか？

A. 増設分を含めた最大出力が10kW未満である必要があります。

ただし、これまでに函館市住宅用太陽光発電システム設置に関する補助金の交付を受けたことが無いことが条件となります。

Q. **8. 工事業者や住宅メーカーが代行で手続きできますか？**

A. できます。申込書、申請書に代行業者名を記載していただきます。

Q. **9. 申請書は持参しなければならないのですか？**

A. 経済部工業振興課(本庁舎 3F)に持参していただくことを基本としております。

ただし、補助事業者や手続代行者が遠隔地に居住している場合など、特別な理由がある場合には、郵送等での申込みもできます。

その場合、必ず事前にお問い合わせ下さい。

Q. **10. 単身赴任で函館市内に家族しか住んでいません。制度を利用できますか？**

A. 単身赴任などにより、ご自宅に居住できない場合でも、生計を同一にする家族(配偶者、父母、子および配偶者の父母)が当該住宅に居住していれば利用できます。

ただし、この場合において当該本人の住民票が赴任先など他の住所にあるときには、完了報告時に提出する住民票は、当該住宅に家族が住んでいることが確認できる住民票であり、かつ謄写省略のないもの(本籍・続柄の記載のあるもの)としてください。

Q. **11. 太陽電池の最大出力の計算方法はどのようなのですか？**

A. 最大出力＝モジュール出力×モジュール枚数で算出される数値をkW単位にして、小数点第3位を切り捨て。

(例) モジュール出力 162 W (ワット) × 23枚 = 3,726 W

3,726 W (ワット) ÷ 1000 = 3.726 kW (キロワット) → 3.72 kW (第3位切り捨て)

Q. **12. 補助金申込受理の決定を受けた後に、太陽電池モジュールの設置枚数を変更することになりました。どうしたらよいですか？**

A. 補助金申込受理の決定を受けた後に、対象システムのメーカーや太陽電池モジュールの型番を変更する場合、または設置枚数の変更により公称最大出力値が変更となる場合等は、工事着手の前に、事前に「補助事業変更等申請書(様式第3)」を提出し、その承認を受けることが必要です。

なお、設置しようとするシステムに変更が無い場合で、設置費や機材の輸送費等により金額のみの変更が生じた場合には、「補助事業実績報告書(様式第4)」の提出時に、必要書類として、変更契約書および内訳書の写しを添付していただきます。

Q. **13. 補助事業の完了日とはいつですか？**

A. 本補助制度における完了日(補助事業実績報告書(様式第4)における事業完了日)は、

① 発電システムの設置費に係る領収証の領収年月日

② 電力会社への電力受給申込日

} のいずれか遅い日とします。

この事業完了日から起算して30日に当たる日または年度末日(土日にあたる場合は、前開庁日まで)のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(様式第4)を提出してください。

Q. **14. 機器設置写真はどのようなものが必要ですか？**

A. 対象機器の設置状況の分かるカラー写真(モノクロ写真は不可)であり、

①設置された住宅全体の写真

②設置した太陽電池モジュールの枚数がすべて確認できる写真

} の2種類が必要です。

ただし、設置環境により、設置したモジュールの枚数をすべて確認できる写真が撮影できない場合は、補足としてシステム配置図を添付書類として提出していただきます。

Q. **15. 新品の設置を証明できる書類の写しとはどんな物ですか？**

A. 太陽電池モジュールの出力対比表、メーカーによる出荷証明書、保証書(申請者の名前、住所、日付、施工業者名等が記載されていることが必要です)などです。

Q. **16. 住民票、納税証明書は原本を提出しなければならないのでしょうか？**

A. どちらも原本の提出が必要です。

「住民票」は世帯全員のもの、「納税証明書」は1か月以内に発行されたものが必要になります。

なお、単身赴任等により本人の住民票が他の住所にある場合は、システムを設置した市内の住宅に家族が居住していることを示す住民票であり、かつ、謄写省略のないもの(本籍・続柄の記載のあるもの)を提出してください。

※ 納税証明書の申請については、必ず本補助制度の専用の申請書を使用してください。

※ 補助事業者(申請者)がその世帯の世帯主ではない場合、提出していただく納税証明書は、補助事業者と世帯主となる方の2通が必要となります。

Q. **17. 新築で住民票を移します。提出するのは異動した後の住民票でしょうか？**

A. 引っ越し後の住民票が必要です。設置する住宅に申請者の方がお住まいになっている事が確認できなければなりません。

このため、最初の補助金申込書(様式第1)には旧住所の記載となりますが、最後の申請書兼完了報告書(様式第4)には新住所が記載されることとなります。

Q. **18. 現地調査を行うことはあるのですか？**

A. 必要に応じて行う場合があります。